

印西市入札・契約制度の改善について

(平成27年3月)

本市では、公正で透明性・競争性の高い入札・契約制度を確立するため、入札契約手続きの改善に努めていますが、より一層の改善を図るため平成27年4月1日から下記のとおり実施することとします。

1. 入札中止・不調対策について

近年、建設工事に係る入札案件において、技術者不足等による企業の入札辞退から不調または入札中止となるケースが増加している状況となっております。本市においても例外ではなく同様の状況となっていることから、入札辞退の抑制を図るため、次のとおり実施します。

(1) 建設工事における一般競争入札の1者入札を有効とする運用

本市の入札約款または電子入札約款では、「入札参加者が1者である場合は、『特別な事情』がない限り入札を取りやめる」こととしておりますが、建設工事において、入札参加者が相当少数となることが予想される場合や、現場の状況により工期に制限がある場合を『特別な事情』とし、一定の要件を満たした「制限付き一般競争入札」においては、入札参加者が1者でも入札を有効とする運用とします。

※1者入札を有効とする入札においては、事業公告にその旨を記載します。

【実施時期】平成27年4月1日以後に公告する事業から適用します。

(2) 現場代理人の常駐義務緩和

ア 次の条件を全て満たす場合に現場代理人が複数の工事を兼務できるよう常駐義務の緩和を図り、技術者不足による入札辞退の抑制を図ります。

- ・兼務する工事は全て、印西市の発注であること。
- ・兼務するそれぞれの工事の請負金額が2,500万円未満であること。
- ・兼務する工事が3件を超えないこと。
- ・兼務するそれぞれの工事の特記仕様書等において兼務を禁じていないこと。

イ 請負額130万円以下の工事については、現場代理人の常駐義務を要しないものとし、兼務する工事の件数に含めないこととします。ただし、特記仕様書等に現場代理人の常駐義務が明記されている場合をのぞきます。

ウ 現場代理人を兼務する場合の手続き

「現場代理人の兼務に関する事務取扱要領」を参照すること。

【実施時期】平成27年4月1日から適用します。

2. 入札における工事費内訳書提出の義務化

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正により、平成27年4月1日から全ての公共工事の入札において工事費内訳書の提出が義務化されることから、市で発注する工事のすべての入札において、工事費内訳書の提出を求めることとします。

【実施時期】平成27年4月1日から適用します。

3. 総合評価方式制限付き一般競争入札の本格実施

平成20年から試行実施してきた総合評価方式について、試行実施の結果から、価格と品質の双方が総合的に優れた調達がなされ、技術と経営に優れた健全な建設業の育成に繋がっていると考えられることから、平成27年度から本格実施に移行します。

【本格実施における制度概要】

(1) 対象工事

印西市入札等審査会が、工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等の施工計画、同種工事の施工実績、当該工事に専任が予定されている技術者の施工能力等、価格以外の要素を総合的に評価することが妥当と認めた工事で以下のものとする。

- ・ 5千万円以上の土木工事及び舗装工事
- ・ 1億5千万円以上の建築工事
- ・ 1億5千万円以上の設備工事

※ ただし、緊急性を要する工事や撤去工事については対象外とする。

(2) 適用方式

- ・ 特別簡易型

※ ただし、公共工事の特性（技術的な工夫の余地や技術提案の余地等）において、特にその評価をする必要がある場合は、その特性に応じて簡易型、標準型、高度技術提案型とすることができる。

(3) 評価点の算定式

特別簡易型及び簡易型については加算方式で評価値の最も高い者を落札者とし、標準型及び高度技術提案型については、除算方式で評価値の最も高い者を落札者とする。

①加算方式（特別簡易型・簡易型の場合）

- ・ 技術評価点と価格評価点を加算する方式
- ・ 技術評価点は、原則30点満点とする
- ・ 価格評価点は、 $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ により算出

$$\text{評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

- ※ 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- ※ 入札公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要件をすべて満たしていること。

②除算方式（標準型・高度技術提案型の場合）

- ・ 技術評価点（標準点＋加算点）を入札価格で除する方式
- ・ 除算方式の加算点は、30点満点とする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \times 1,000,000$$

- ・ 標準点：100点
- ・ 加算点：原則30点満点とする。

- ※ 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- ※ 入札公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要件をすべて満たしていること。
- ※ 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

(4) 評価項目

- ①企業の施工能力
- ②配置予定技術者の能力
- ③地域精通度
- ④地域貢献度

※変更事項等

- ・ 市の工事成績評定点を一部に採用
- ・ 優良工事表彰の加点を追加
- ・ 消防団協力事業所表示制度対象者の加点を追加

【実施時期】平成27年4月1日から適用します。